

奨学金通信(No.6)

☆期日が迫っているものもあります。応募される場合は、締切日までに応募または提出してください。

2020(令和2)年7月豪雨 あしなが緊急教育支援金

給付型

【対象者】高等学校に在学していて次にあてはまる生徒

保護者が、2020（令和2）年7月豪雨によって、または豪雨後にそれに関連した原因で死亡または行方不明であったり、または障害（1～5級）を受けた家庭の子ども。

【給付額】1人につき50万円（申請は1回のみ）

【申込期限】当分の間

※月額4万5千円（うち貸与2万5千円、給付2万円）の奨学金制度もあります。

【問い合わせ先】一般財団法人あしなが育英会学生事業部奨学課（電話）0120-77-8565

3年生対象

再春館くまもと奨学金

貸与型

【対象者】2020年3月末に高等学校を卒業見込みで、県内の大学等（大学、短期大学、専修学校）への進学を予定する者で、次の条件にあてはまる者。

①学業成績が優秀であること（申請時在籍する学校の成績証明書を提出）

②申請者の生計を維持する世帯の世帯年収が700万円以下であること

※大学等への入学後、貸与が確定されます。

【貸与額】月額50,000円（無利子）※他の奨学金と併用可能

【貸与期間】貸与の決定通知において定められた月から正規の就学年限（最長6年）まで。

【返還の免除と条件】

◆半額免除

大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して6か月以内に、県内企業へ就業し、5年間勤務した場合、奨学金返還が半額免除されます。

県内企業へ就職する者とは、就職先が次のいずれかに該当する者です。

①熊本県内に本社所在地を有する法人・団体

②本社所在地が県外であっても熊本県内事業所での勤務を条件に雇用されている者

③熊本県内において個人で農林業その他の事業を営む者、またはその事業専従者

※熊本県内に本社所在地を有する法人・団体に就業した後、転勤、出向、その他でやむを得ず県外で就業することとなった場合は、就業期間に引き続き通算します。

※公務員として県内に従事する者は免除の対象から除きます。

◆全額免除

大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して6か月以内に、株式会社再春館製薬所ならびに再春館グループへ就業した者、もしくはキューネットグループ、桜十字グループの県内事業所に就業し、5年間勤務した者は、奨学金が全額免除されます。

※5年間勤務した場合であっても複数回返還を滞納した場合には免除の対象から外れます。

【校内締切】10月16日（金）16:00

【問い合わせ先】再春館くまもと奨学金事務局（電話）096-289-4444

★申込み希望やご不明な点がございましたら、早めに担当者（波田地、緒方）にお尋ねください。